

**上場会社に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う
有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正について**

平成26年 1 月31日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

一昨年12月に公表された金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループによる報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」を踏まえ、当取引所は、上場会社の役職員等の行為が内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社に対し、社内体制の再点検等を求めることとします。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場会社の役職員等による内部者取引規制違反に対する行政庁による措置等に伴い再点検の実施等を求めること	<ul style="list-style-type: none">・上場会社の役職員等の行為が、会社関係者による内部者取引に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めるときは、当該上場会社に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。・また、再点検を求めた場合には、当該上場会社において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。・当取引所が、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の役職員等の行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認めた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認められた場合には、当該上場会社に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。	<ul style="list-style-type: none">・内部者取引に限らず、不正な情報提供行為や取引推奨行為に該当するとされた場合も同様の取扱いとします。・社内体制についての再点検の結果に関する文書による報告は、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合にのみ求めるものとします。
2. その他	<ul style="list-style-type: none">・その他所要の改正を行います。	

III. 実施時期（予定）

- ・平成26年4月1日から施行します。

以 上